

(三津保育所) 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	東広島市（こども未来部保育課）
事業者の所在地	〒739-8601 広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号
事業者の連絡先	(082) 420-0934
代表者氏名	高垣 廣徳

2. 施設の概要

種別		保育所						
名称		三津保育所						
所在地		東広島市安芸津町三津 5545-2						
連絡先		0846-45-2170						
施設長氏名		前中 真寿美						
開設年月日		昭和 26 年 9 月 1 日						
利用定員	クラス年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	(2 号) (3 号)	4 人	7 人	7 人	15 人	15 人	15 人	63 人
実施事業		◆児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ☒ 一時保育事業 ☐ 延長保育事業 ☐ 地域支援事業						
当園の基本理念・方針		(基本理念) 子どもたちが自然とふれあい、心身ともに健やかに育ち、豊かな人間性を育む (基本方針) 1. 多様なニーズに応え、安心安全に預けられる保育。 2. 子ども達一人一人の個性を尊重し、長所を伸ばす保育。 3. 常に家庭的環境を意識し、人間形成の基礎を培う保育。 4. 豊かな感性を持ち、主体的・意欲的に生活し、自分を表現できる子どもに育てる。 5. 仲間や周りの人の存在を大切に思い、協力し、助け合い、喜びにできる子どもに育てる。						

3. 建物・設備の概要

(1) 建物

敷地	敷地全体	2,175.43 m ²
	屋外遊戯場	1,675.36 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 1.2階建て
	建築年月日	昭和26年9月1日

(2) 設備

室名	面積
乳児室	59.57 m ²
ほふく室	19.44 m ²
保育室	272.90 m ²
遊戯室	123.37 m ²
医務室	6.09 m ²
調理室	39.65 m ²
その他	427.69 m ²
合計	948.71 m ²

4. 職員の体制（令和6年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1		
保育士	10	7	3	
看護師				
給食調理員	2	2		
内科嘱託医	1			神田医院
歯科嘱託医	1			土田歯科医院
その他（ ）				

5. 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 30 分～午後 18 時 30 分（10 時間）
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 16 時 30 分（8 時間）
延長保育	保育標準時間	
	保育短時間	
開所時間	月～金曜日	午前 7 時 30 分～午後 18 時 30 分
	土曜日	午前 7 時 30 分～午後 18 時 00 分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に休園することがあります。

6. 利用料金および支払い方法

項目	金額	支払い方法
利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） ※幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス（年少）以上は利用者負担なし。	市内に本店・支店のある銀行での口座振替 ※「保育所（園）保育料口座振替依頼書」を記入いただき、金融機関の窓口に出頂きます。
給食副食費 ※3歳児クラス（年少）以上のみ。	月額 4,500 円	
日本スポーツ振興保険	年額 240 円	
延長保育料	【保育標準時間で利用の場合】 ・1月につき 3,000 円（1日の延長保育の利用時間が 30 分以内の場合にあつては、2,000 円） ・一時的に日単位で延長保育を利用する場合 1日につき 250 円 【保育短時間で利用の場合】 ・3歳児（年少）未満の児童の場合は、1日に利用した延長保育の数 1回につき、150 円。 ・3歳児（年少）以上の児童の場合は、1日に利用した延長保育の数 1回につき、100 円。	保育所の職員に直接お渡しください。

保護者会費	1 人×200 円（月）	前期・後期で保護者会が 集金
その他（ ）		

7. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

ひろしま自然保育認証園

園庭、園外活動フィールドがあり、子どもが主体的に自然にふれ5感を使って遊び、様々な体験をしています。

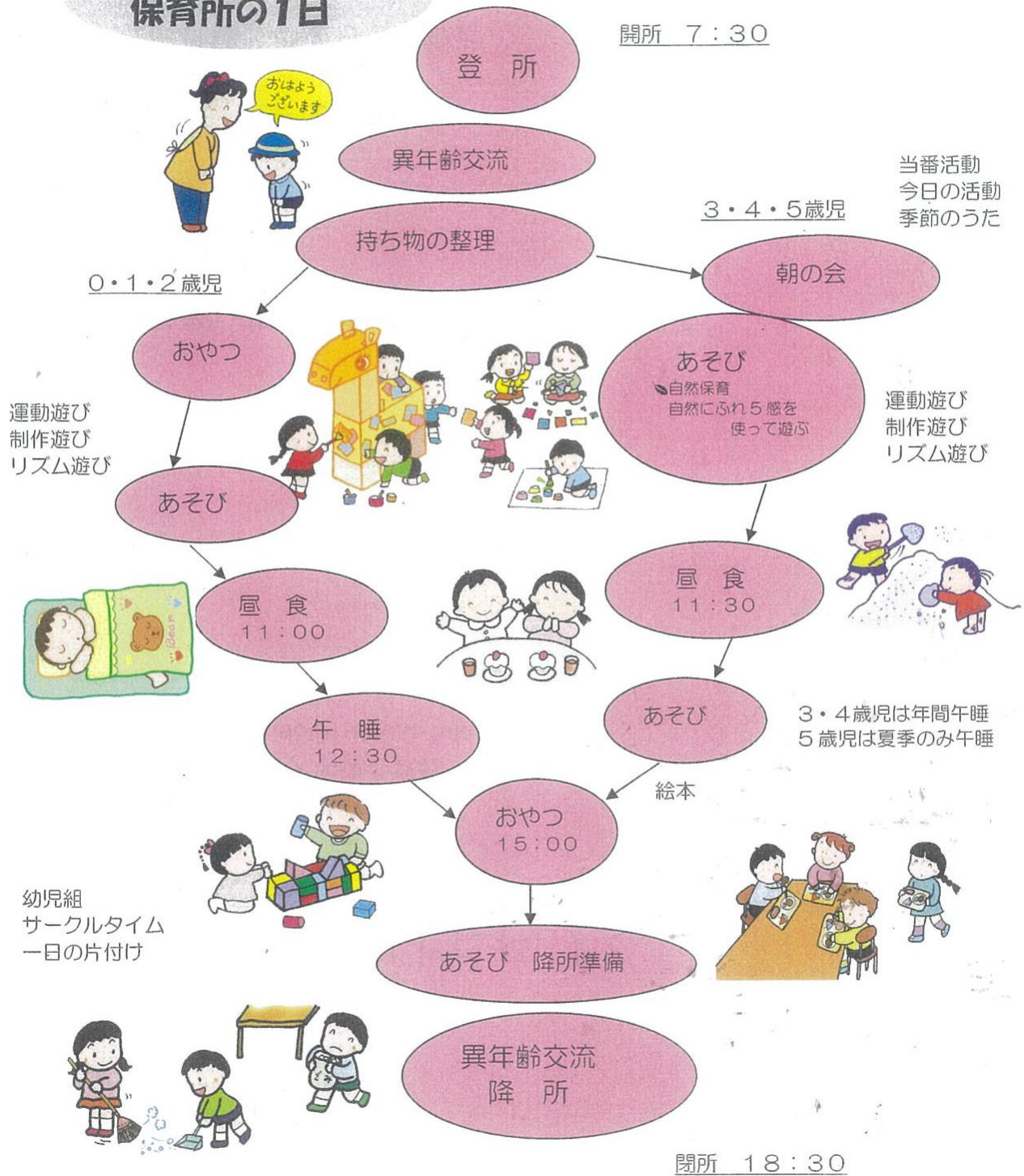
(1) 一日の流れ

0歳児から2歳児（乳児クラス）

3歳児から5歳児（幼児クラス）

保育所の1日

開所 7:30



(2) 年間行事計画 ※お楽しみ会は毎月実施します。

月	行事内容
(4 月)	入所・進級を祝う会・遠足
(5 月)	内科検診、歯科検診
(6 月)	スポーツフェスティバル・個人懇談
(7 月)	七夕会・社協交流会・保育参加日・水遊び
(8 月)	平和のつどい・夏祭りごっこ
(9 月)	お月見会
(10 月)	生活発表会・安芸津文化祭展示発表・内科検診・歯科検診
(11 月)	遠足
(12 月)	防火教室
(1 月)	保育参加日・クラス懇談
(2 月)	節分会
(3 月)	ひな祭り会・お別れ会・保育証書授与式

8. 給食について

	午前おやつ	昼食		午後おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	食事用エプロンを 3 日 3 枚ご用意ください。
1 歳児	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	
3 歳児	-	-	○	○	白ご飯をご持参ください。
4 歳児	-	-	○	○	
5 歳児	-	-	○	○	

【アレルギーおよび宗教等の対応について】

- ・アレルギーの原因食品を除去する必要がある場合は、医師の診断・指示に基づいて対応します。
- ・宗教等により除去が必要な場合は、ご相談ください。

9. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	(1) 児童が小学校入学の始期に達したとき (2) 教育・保育給付認定保護者が法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる要件に該当しなくなったとき。 (3) 保護者から退所の申出があったとき (4) (3) に掲げるもののほか保育所の利用の継続に当たり重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	(1) 登園は 9 時 00 分までをお願いします。 (2) 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は 9 時 00 分までにルクミー又は電話でご連絡ください。 (3) 保育時間は 18 時 30 分までです。保育時間内でのお迎えをお願いします。事故等やむをえない場合で、お迎えが遅れる場合には 17 時 00 分までに電話でご連絡ください。 (4) 保育所（園）等は、就労等によりご家庭で子どもを保育できないときに、子どもをお預かりする施設です。認定された保育必要量に応じた利用時間であっても、家庭で一緒に過ごせる時は、早めのお迎え等にご協力ください。 特に土曜日は職員体制が平日と異なります。お仕事がお休みの時などは、なるべく保育所（園）の利用を控えていただくようお願いします。 (5) 熱が 37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に 38.0℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 (6) 感染症にかかった場合は、必ず病院を受診し、医師の診断により登所してください。登所する際は、治癒を証明する書類が必要な場合があります。 (7) 医師の指示で処方されている薬で、保育時間中に必要なものに対応します。「薬の依頼書」に必要事項を記載して、薬とともに保育士に手渡ししてください。また、「薬の依頼書」は同じ薬であっても、1 週間ごとにご提出いただきます。

10. 緊急時における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、医療機関の受診等しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
機関名	管轄	所在地及び連絡先
救急・消防	安芸津分署	東広島市安芸津町三津 4711-1 0846-45-0119
警察	西条警察署	東広島市西条昭和町 4-11 082-422-0110

嘱託医	神田医院 (医師：炭田 澤子)	東広島市安芸津町風早 1522 0846-45-0039
嘱託歯科医	土田歯科医院 (歯科医師：土田和範)	東広島市安芸津町三津 4385-3 0846-45-1177

1 1. 非常災害対策

消防計画届出年月 日	安芸津分署 平成 6 年 4 月 5 日 届出済
防火管理者	所長補佐 原田 陽子
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年 1 回実施
災害発生時の対応 等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護 します。
避難場所	三津保育所 2 階
水害時緊急避難場 所	三津保育所 2 階

1 2. 虐待防止等の措置について

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。（児童虐待の防止等に関する法律第 6 条）

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

1 3. 相談・要望・苦情窓口

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 所長 前中 真寿美 苦情受付担当者 所長補佐 原田 陽子
第三者委員	柄 繁信 石津 ミヤコ 東広島市安芸津町三津 5545-2 電話 0846-45-2170